

飛驒・現代国民講座 講演録 後編

「牧野英一博士に学ぶ」 「家族尊重」の法思想

京都産業大学名誉教授・法学博士
モラロジー研究所教授 所功

しかし、このような改正民法は、家族制度の全面的な廃止を主張する個人主義的な民法学者や社会運動家などから厳しく批判されてきた。とくに夫婦別姓論者は訴訟を繰り返している。

それに対して、この十二月(平成二七年)に、最高裁で合憲か違憲かの判断が示されることになっている。たぶん現状では大丈夫だと見られているが、下手をすれば家族の分解・崩壊を誘導するようなことが起こかねない。牧野博士はそれを心配して、夫婦は夫か妻が合意の上で一つの氏を称するということを民法に決めたのである。

さらに注目すべきは、第八九七条に「系譜・祭具(神棚・仏壇など)及び墳墓の所有権は・・・慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべきものが継承する」と定めてある。例えば夫婦のどちらかが亡くなると、民法の相続法によって、配偶者が二分の一、子どもたちが残りの二分の一を均分

相続するということになっている。子どもが家の系譜・祭具及び墳墓を継承する時に均分相続すれば、それを割ってしまったらなければならないので、神棚であれ仏壇であれ、お墓であれ、これはその家のお祭りを受け継ぐものが一括相続することがちやんと定められている。

このように牧野博士は、高山で生まれ育って、大事にしてきた価値観をベースに、ヨーロッパの学問を接ぎ木をされ、新しい刑法理論・民法思想を打ち立てられた。

その点について白羽祐二氏は、「牧野博士は、山深い飛驒高山の出身で・・・幼少の頃、そこで父上から教えこまれたのは『君に忠、親に孝、夫婦相和し、朋友相信し・・・』という縦の系列の思想だった・・・飛驒高山で生まれ育ったとき血となり肉となったものが、彼の理論形成に大きな影響を与えていたのではないか・・・」とみている。白羽氏は、牧野博士にやや批判的な学者であるが、人間の学問的な思想信条も、その生まれ育った時に由来するということをきちんと指摘している。

この牧野博士が、その上にどんな影響を受けたかと言うと、「牧野先生の時代先取精神は・・・恩師・穂積陳重に由来する・・・」という。その穂積先生は、明治三十四年(一

九〇一)『祖先祭祀と日本法律』のなかで

「天照大神を以て全国民の先祖となす・・・我等日本国民は大家族を形成するものにして、皇室は実はその宗室(本家)たり、臣民はすべて分家たるの関係にある・・・」と述べている。その弟子である牧野博士も「学生時代に伝授された穂積陳重の『現人神』天皇制法思想を、その後も・強固に堅持しつづけた・・・」と白羽はみている。

さらに「牧野法学の根源的法原理は・・・明治天皇の『五箇条の御誓文』にある」とまで言っている。牧野博士は「五箇条の御誓文に基づいて憲法も法律もできており、これから作らねばならぬと考えていた。

昭和二十一年元旦の詔書は、一般に「天皇の人間宣言」と言われているが、そんなものではない。先ず冒頭に五箇条の御誓文が前文引用されている。これは占領軍の要求で出された詔書だが、その中で天皇は自己と国民の關係は「相互の信頼と敬愛により」結ばれているから、天皇が神ではないと宣言されたと言うのはよい。しかし、より大事なことは、国の方針は既に明治維新の時に「五箇条の御誓文」で決まっているのだから、その全文を元旦の詔書に載せてくれと言われて、あの長い詔書の

頭に「五箇条の御誓文」の全文を掲げしめられた。それに基づいて、戦後の憲法も法律もできている、というふうにも考えても、決して牽強附会ではない。

さらに、牧野博士は「二十世紀の世界的問題としての家族主義」ということを戦前から言われていた。十九世紀には、それまでもが同じがらめにしてきた社会から個人を解放しようとして、フランス革命とかアメリカ革命が起きた。しかし、二十世紀の今日は、開放して分解したものを、もう一度統合しないと、社会や世界がうまく行かないということを早くから云われた。そのためにこれからやるべきことは、家族生活を中心に皆が信頼し尊敬し合って行くような、そういう家庭を核として作ることだ。憲法第一条に象徴天皇が「国民の統合」だと書かれるように、この憲法の第二十四条は両性の婚姻だけではなく「家族生活の全般にわたり広くその適用を見るべきものである・・・家族生活も亦その結合の象徴をもつことが重要である」と主張されたのである。

このような提案は、残念ながら当時、通らなかつた。しかし、憲法改正をこれから考えるならば、牧野博士が云われたことを、今後二十世紀の課題として引き継ぐべきだろう

と思われる。

戦後の民法に何とか残された家族の在り方を個人に分解しようという主張は、長らく声高にいわれ、その運動は今も根強く続いている。

家庭は夫婦さえいればよいのではなく、親子や祖父母に孫まで含めて、親戚がうまく行くようにする必要はある。それを個に還元せよと、家族という集合体ではなくて、アトムとして、パーツとせよというのが民法改正論者の本音かと思われる。そういう案が、民主党政権のときに出されて潰された。しかし、自民党の中にも、それを賛成する人があり、与野党が組んでその方向に向かわないとは限らない。

日本は人類本来の

家族的な人間関係社会

イギリス人で日本にいるグレゴリー・クラークさんは、もう四十年以上前に、『ユニークな日本人』という本を出した。日本人は他の民族と非常に違うけど、日本人の在り方こそが、人類本来の在り方だという。その中に日本人と欧米人の比較があって、日本人は基本的に家族的な共助社会を作っている。それに対して欧米では個人的な契約社会になってしまっているという。これは鮮やかな対比だが、四十年以上経つと、このような家族的共助社会が日本に

あるといえない。この高山などは、純日本の美風が残っているにせよ、近年の日本は、ほとんど個人的な社会契約社会に変わりつつある。親子でも、夫婦でも契約だと言うようになった。夫婦は契約なら、条件が合わないと思えば一方的に解消してしまい、離婚も生じ易くなっている。しかし、夫婦と親子は、天皇と国民の関係と同じ、信頼と敬愛で成り立っている。そこには利害打算はない。そういう古来の在り方をどうしたらしっかりと守っていけるかということを考えることが大切である。

家族を大事にすることは、民族共同体の国家社会を大事にするということになる。そのさい、大切なのは、古典や歴史を学ぶことである。皇后陛下の平成十年に『子供時代の讀書の思い出』という講演をしておられ、その中で、昭和二十年の小学校五年生の時、お父さんが疎開先にもつて来られた神話伝説の本を読んで、「私に個々の家族以外にも、民族の共通の祖先があることを教えたという意味で、私に一つの根つこのようなものを与えてくれました」と言われている。

日本人は家族を大事にする。家族の寄り集まりは日本という大家族になる。日本人は神様から生まれた子孫である。従ってみんな生命がつなが

がっており、そういう意味では身分とか男女とかという差別はない。皆、神様の子孫として生まれているのだから、自分の家に先祖があるように、国全体に先祖があるということになる。

もちろん、一人一人生きて行く自助の努力をしなければならない。国や自治体は公助の制度設備を整えていかなければならない。しかし、その中間に、家族は家族として助け合い、地域は地域で皆助け合っている。そういう互助・共助を当然のように行いうる生き方をもう一度しっかりと取り戻していくことこそ、これから益々少子高齢化の進む日本において大事なことかと思われる。

その際、牧野博士がもう数十年以上前に打ち立てられ、それを戦後の憲法や民法の中盛り込み基本的な考えをしっかりと思い起こし、これから三十年・五十年先まで通用する在り方を、着実に作って行く必要がある。

(文責編集部)